

1 2 第 3 2 条【品名又は指定数量を異にする危険物】

第 3 2 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

本条は、品名又は指定数量の異なる 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量と本節の規制の限度たる指定数量の 5 分の 1 との関係を規定したものであり、1 種類の危険物の貯蔵又は取扱い数量が指定数量の 5 分の 1 未満であっても、貯蔵取扱いに関する危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となる場合は、指定数量の 5 分の 1 以上の危険物を貯蔵取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。この考え方にあつては、法第 1 0 条第 2 項の指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱い施設（製造所等）と同様の考え方である。なお、本条における『**同一場所**』は、条例 3 1 条を参照すること。